

商 標 権	判決年月日	令和2年11月4日	担 当 部	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10055号		
○ 被告の有する登録商標「織部流」につき、原告の周知商標の役務又はこれに類似する役務について使用をするものであるとして、商標法4条1項10号に該当すると判断した事例				
○ 被告の有する登録商標「織部流」につき、商標法4条1項7号には該当しないと判断した事例				

(事件類型) 審決(無効一部不成立)不成立部分取消 (結論) 審決不成立部分一部取消

(関連条文) 商標法4条1項10号, 同項7号

(関連する権利番号等) 登録第5986804号

(審決) 無効2019-890032号

判 決 要 旨

1 原告は、被告の有する、「織部流」の文字から成る商標(指定役務:第41類「茶道の教授,セミナーの企画・運営又は開催,電子出版物の提供,図書及び記録の供覧,図書の貸与,美術品の展示,書籍の制作,茶会の企画・運営又は開催,興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)」)。以下「本件商標」という。)について、無効審判を請求したところ、上記指定役務中、「茶道の教授,茶会の企画・運営又は開催」についての登録を無効とし、その余の指定役務についての審判請求は成り立たないとする審決がされた。本件は、上記審決の不成立部分の取消訴訟である。

2 本判決は、①本件商標の登録出願時及び登録査定時において、「古田織部を祖とする茶道の流派」を示す未登録の引用商標(「織部流」)は、少なくとも「茶道の教授,茶会の企画・運営又は開催」についての原告の業務に係る役務を表示するものとして周知であったと認められ、本件商標と引用商標とは、同一又は類似するものであるところ、②「セミナーの企画・運営又は開催」は「茶道の教授」と類似の役務、「興行の企画・運営又は開催」は「茶会の企画・運営又は開催」と同一又は類似の役務であるほか、③本件商標の登録出願時及び登録査定時において、引用商標は、「図書及び記録の供覧」、「図書の貸与」及び「書籍の制作」の役務についても使用され、それらについての原告の業務に係る役務を表示するものとして周知であったと認められ、④「電子出版物の提供」は「図書及び記録の供覧」や「図書の貸与」と類似の役務であるが、⑤引用商標が「美術品の展示」の役務に使用されていたとは認められず、「美術品の展示」が「茶道の教授」や「茶会の企画・運営又は開催」と同一又は類似の役務であるともいえないから、「セミナーの企画・運営又は開催」、「電子出版物の提供」、「図書及び記録の供覧」、「図書の貸与」、「書籍の

制作」及び「興行の企画・運営又は開催」の各役務についても、商標法４条１項１０号に該当するものとして、本件商標の登録を無効とすべきであると判断した。

他方で、本判決は、商標法４条１項７号について、本件商標は、上記のとおり同法４条１項１０号に該当する役務についてはそのことを理由に無効とされるところ、その余の指定役務である「美術品の展示」について、本件商標の登録を許容すべきでないといえるだけの反社会性があるというべき事情を認めるに足りる証拠はないと判断した。

以上により、本判決は、本件審決の不成立部分のうち「美術品の展示」を除く役務について審判請求を成り立たないとした部分を取り消した。